

地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
介護予防・日常生活支援総合事業所
指定に関するガイドブック

令和3年10月版

日光市健康福祉部高齢福祉課

このガイドブックは、日光市が所管する（介護予防）地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防日常生活支援総合事業所の指定等に関する手続き等を説明するものです。

目 次

I	介護保険制度の概要	1
1	介護保険制度について	2
2	介護保険制度における法令遵守について	2
3	地域密着型サービスについて	3
4	介護予防・日常生活支援総合事業について	4
II	事業者指定に関する届出等の手続きについて	5
1	指定とは	6
2	指定までの流れ	6
3	指定に関する届出について	8
4	指定申請に係る留意点	9
5	令和3年報酬改定に関すること	12
III	指定後の手続きについて	14
1	介護サービス情報の公表制度について	15
2	業務管理体制の整備に関する届出について	15
3	介護給付費の請求について	17
4	介護報酬の算定に係る体制の変更について	17
5	指定内容の変更に関する届出について	18
6	事業の廃止・休止に関する届出について	21
7	事業の再開に関する届出について	22
8	指定の辞退に関する届出について	23
9	指定の更新に関する届出について	23
IV	参考資料	25
1	高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づく主な手続きと 新規指定の際に指定申請書に添付を要する書類	26
2	サービスごとの指定基準・解釈通知（参考資料）	30
3	サービスごとの費用の額の算定に関する基準・通知（参考資料）	31
4	関係機関のホームページアドレス	31

I 介護保険制度の概要

1 介護保険制度について

- ・介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、全国民で公平に制度を支え、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組みとして、平成12年4月に創設されました。
- ・介護保険制度は、自助・共助・公助により介護を社会的に支える仕組みです。「自助」として費用の1割（又は2割・3割）を利用者が負担し、残りの9割（又は8割・7割）を「共助」（40歳以上の被保険者が払う保険料）及び「公助」（税金）で折半します。
- ・平成18年4月には、高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念をふまえ、制度の持続性を高める改正として、予防給付の創設や地域密着型サービスの創設、介護サービス情報の公表制度の導入等が行われました。
- ・平成21年5月からは、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制が強化されました。
- ・平成24年4月には、地域全体で高齢者を支える体制が不十分などの認識から、介護サービス強化のための改正が行われ、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、地域の医療・介護の連携強化や、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めることになりました。
- ・平成27年4月からは地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等）や市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行し、多様なサービスが提供可能な介護予防・日常生活支援総合事業が実施されることになりました。
- ・平成28年4月からは居宅サービスの通所介護のうち、小規模なものが、地域密着型通所介護として、地域密着型サービスへ移行になりました。
- ・平成30年4月からは、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、居宅介護支援事業所の指定権限が県より市に移譲されました。

2 介護保険制度における法令遵守について

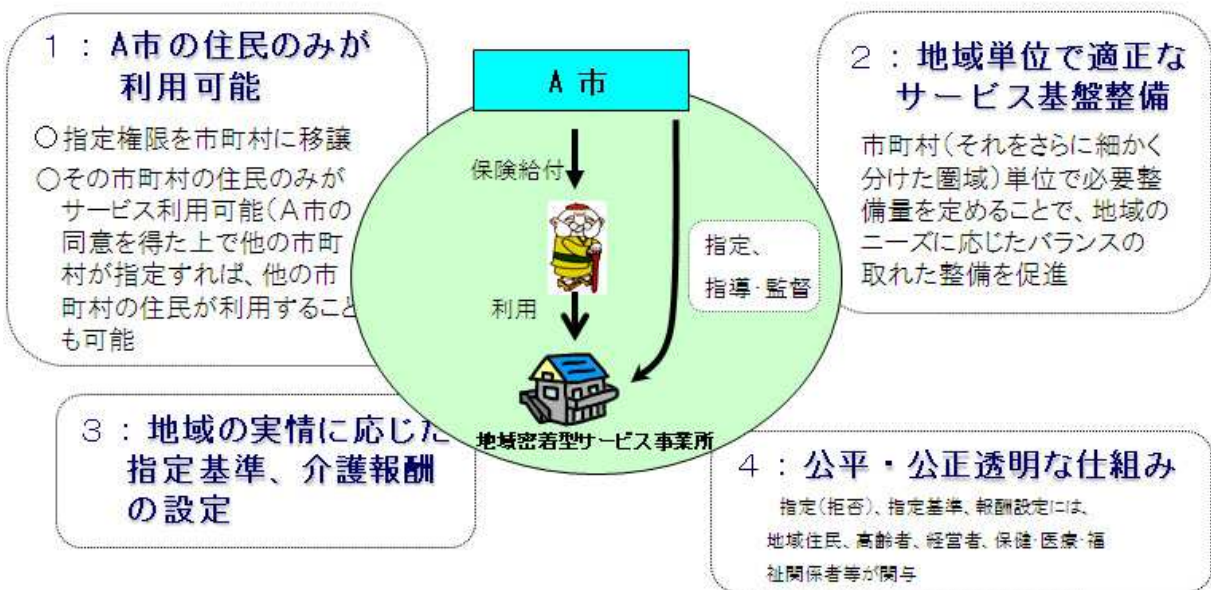
- ・介護サービス事業者は、質の高いサービス提供を提供するとともに、安定した介護保険制度を維持するため、介護保険法や指定基準（厚生労働省令、日光市条例等）をはじめとする法令等を遵守し、市民の信頼を得る必要があります。
- ・介護保険法等に基づいて、サービスごとに次の基準が定められています。
 - ①基本方針
 - ②人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
 - ③設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
 - ④運営基準（保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施するうえで求められている運営上の基準）

3 地域密着型サービスについて

地域密着型サービスとは、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していけるようにするためのサービスで、平成18年4月に創設されました。地域密着型サービス事業者の事業者指定や指導・監督は市町村が行います。

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設。



※出典：厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/gaiyo/k2005_09.html)

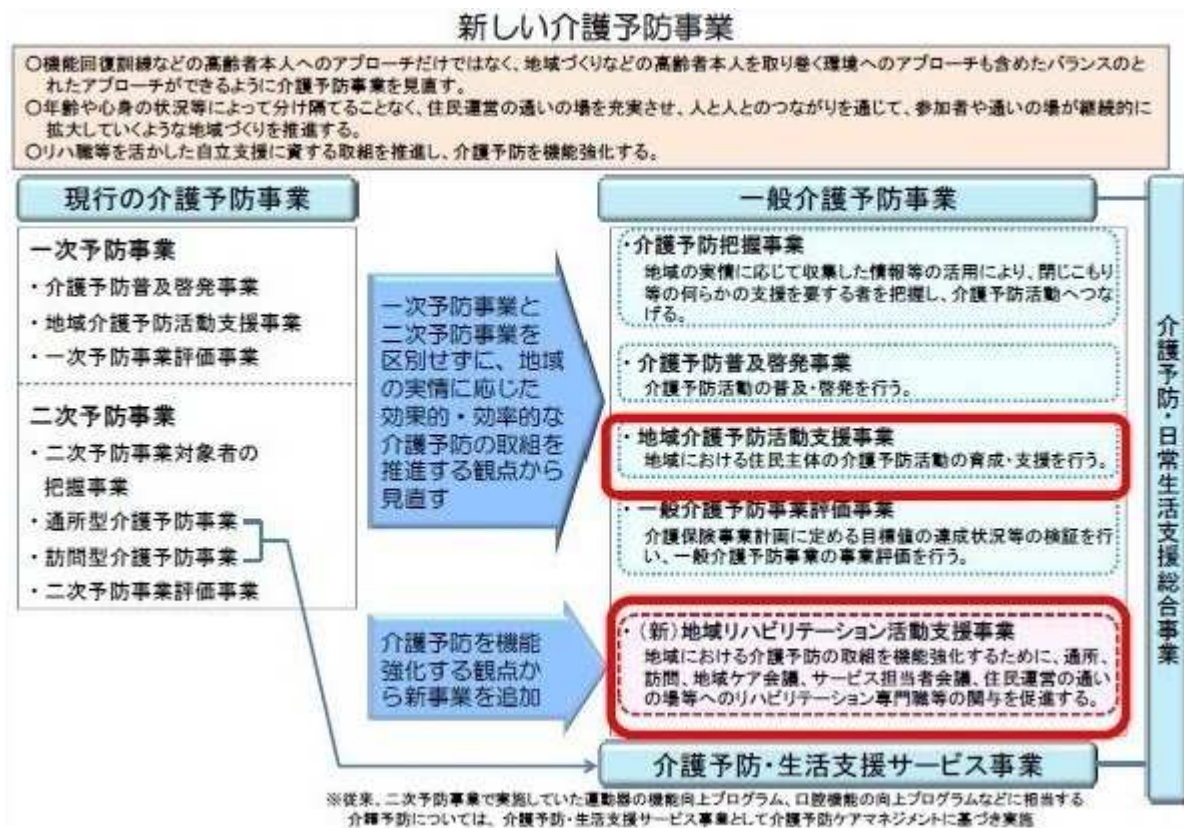
地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）の事業分類

地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス ・地域密着型通所介護（療養通所介護含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護

4 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）とは、これまで全国一律で提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が地域の实情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進するものです。日光市においては、平成28年10月からスタートしました。

新しい総合事業の事業者指定や指導・監督は市町村が行います。



※出典：厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000074692.pdf>)

Ⅱ 事業者指定に関する届出等の手続きについて

1 指定とは

- ・介護保険法の適用を受け、介護報酬の支払いを受けるためには、地域密着型サービス（介護予防サービス含む）及び居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援については、事業所所在地の市町村長の指定を受けなければなりません。
- ・指定は、申請により事業所ごと、サービスの種類ごとに行われます。指定を受けた事業所に対しては10桁の介護保険事業所番号が付与されます。
- ・指定は、①原則として申請者が法人であること、②人員基準を満たすこと、③設備・運営の基準に従って適正に運営できること、が要件となっています。（ただし、病院、診療所等が、医療系サービスを行う場合には、法人格は必要ありません。）
- ・国から「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局、建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」が示されたことにより、平成28年4月からの「新規指定」及び「指定更新」の際に、当該事業に係る建物が消防法令及び建築基準法令に適合しているかの確認を行うことになりました。
- ・地域密着型サービスのうち、上記ガイドラインの対象となるサービス

(介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 複合型サービス 地域密着型通所介護
--

2 指定までの流れ

(1) 準備【事業者】

①指定要件（指定基準）の確認

介護保険事業者として指定を受けるためには、指定基準（日光市条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準）を満たさなければなりません。申請前に必ずお読みください。

※指定基準の詳細については、介護保険六法や詳しい解説本等でご確認ください。

②他法令の手続きの確認

事業所の設置に関して、消防法、建築基準法、都市計画法などの他法令に基づく許可や届出等が必要な場合がありますので、関係部署へ事前の確認を行ってください。他法令の手続きが完了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や指定を受けても営業できない場合がありますので、必ず事前にご確認ください。

③図面協議

利用者へのサービス提供に関して建物の新築や改築が必要な場合には、事前に図面

協議が必要です。図面協議の際には事業内容が分かる方（管理者等）が必ず同席してください。なお、図面協議にあたっては、必ず電話で予約をしてください。連絡先は、本ガイドブック裏表紙に記載してあります。

④申請書類の作成

申請書や申請に必要な添付書類はサービスの種類ごとに異なります。

※詳しくは8ページ「3 指定に関する届出について」をご確認ください。

(2) 申請【事業者】

- ・申請書の受付は、日光市高齢福祉課で行います。事前に電話連絡のうえ、ご来庁ください。なお、連絡先は、本ガイドブック裏表紙に記載してあります。
- ・申請書は必ずしも1回で受理できるとは限りません。修正や追加で書類を提出していただく場合がありますので、事業開始予定日から逆算をし、十分に余裕を持ったスケジュールで申請を行ってください。
- ・書類内容に不備がある場合や、修正・追加書類提出の遅れ等により、審査に支障をきたす場合には、指定できないことがありますのでご了承ください。
- ・介護分野の文書に係る負担軽減の観点から、郵送による受付のほか、電子メールによる申請書の受付が可能ですが、書類の不備や不足等があった場合に速やかに補正の指示ができるよう、新規については対面での申請をおすすめします。

(3) 審査【市】

- ・申請内容が指定基準を満たしているかどうかの審査を行います。
 - ・必要に応じて、審査の一環として、事業所の現地調査を行います。現地調査の際には事前に調査日時をお伝えしますので、ご協力をお願いします。
 - ・指定時には、人員、設備だけでなく、運営面においても準備が整っている必要があります。
- ※詳しくは9ページ「4 指定申請にかかる留意点」をご確認ください。

(4) 指定【市】

- ・原則として、毎月1日付で指定を行います。
- ・指定通知を事業所あてに普通郵便で送付します。
- ・指定通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

(5) 公示【市】

- ・指定事業所の名称、所在地、サービスの種類等を公示します。

(6) 情報公表【事業者】

- ・申請者は、新規事業所を開設した場合は、介護サービス情報を栃木県に報告する必要があります。

※詳しくは、15 ページ「1 介護サービス情報の公表制度について」をご確認ください。

3 指定に関する届出について

(1) 申請書類提出期限

・指定を受けたい月の前月1日（1日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）

例：4月1日に指定を受けたい→3月1日が申請書類提出期限

(2) 必要書類

・指定申請に必要な書類は次のとおりです。

- 指定申請書
- 事業所の指定に係る記載事項（サービスごとに該当する付表1から11）
- 指定申請に係る添付書類一式
- 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等状況一覧表
- 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書の添付書類一式

・申請書、添付書類の様式及び記載方法は、市ホームページに掲載しています。

▼地域密着型サービス事業

トップ>くらしの情報>健康・福祉>福祉>介護>事業所の方へ（各種手続き、指導監査等）>地域密着型（介護予防）サービス事業

▼介護予防・日常生活支援総合事業

トップ>くらしの情報>健康・福祉>福祉>介護>事業所の方へ（各種手続き、指導監査等）>介護予防・日常生活支援総合事業

▼居宅介護（介護予防）支援事業

トップ>くらしの情報>健康・福祉>福祉>介護>事業所の方へ（各種手続き、指導監査等）>居宅介護（介護予防）支援事業

(3) 指定申請書

・指定申請書は、地域密着型（介護予防）サービス事業、居宅介護（介護予防）支援事業と、介護予防・日常生活支援総合事業の様式があります。

・地域密着型（介護予防）サービス事業と居宅介護（介護予防）支援事業の様式は共通です。

・同一の介護保険事業所（同一の介護保険事業所番号）で複数のサービスの指定を申請する場合には、一枚の申請書でまとめて申請することができます。

(4) 付表・添付書類

- ・申請にあたっては、指定申請書にサービスの種類ごとの付表及びサービスの種類ごとに必要な添付書類を添えて申請してください。
- ・添付書類は、サービスの種類ごとに異なります。添付書類一覧で必要な書類を確認のうえ、それぞれのサービスの種類ごとに提出してください。
- ・申請内容によって、一覧に記載のない書類の提出を求める場合があります。

(5) 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書等

- ・指定を受ける場合には、併せて介護報酬算定の体制等の届出を行う必要があります。
- ・「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」に、必要な添付書類を添えて提出してください。
- ・添付書類は、加算の種類ごとに異なります。介護報酬算定に係る添付書類一覧で必要な書類を確認のうえ、提出してください。

(6) 作成にあたっての注意点

- ・チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある申請については、当該申請についての補正を求めることとなります（補正ができない場合、当該申請により求められた指定を拒否しなければならないこともありますので、ご留意願います）。
- ・申請時に添付できない書類がある場合には、担当までご相談ください。
- ・提出書類は1部ですが、後日記載内容について確認することがありますので、必ず控えを作成しておいてください。

4 指定申請に係る留意点

(1) 指定基準について

- ・指定事業者は、厚生労働省令及び日光市条例等で定める指定基準（人員、設備及び運営基準）に従ってサービスを提供しなければなりません。サービスの種類ごとに定められた指定基準を十分に理解したうえで、事業計画を検討してください。

(2) 法人格の必要性について

- ・介護保険事業者の指定を申請する場合には、法人格を有する必要があります。

(3) 定款及び登記簿謄本への記載について

- ・申請の際に、定款及び登記簿謄本の「目的」の項目に記載されており、法人の行う事業として位置づけられていることが必要です。定款及び登記簿謄本に当該事業の記載がない場合は、原則として書類を受理できませんのでご注意ください。

- ・法人の種類によっては、定款・登記簿謄本に所管庁の認可（認証）が必要な場合があります。詳しくは関係法令の所管庁にお問い合わせください。

（４）事業所の開設準備について

- ・事業所が工事中の場合や、サービス提供に必要な備品等が納入されていない場合は、原則として申請書の受理はできません（工期や備品の納入が申請書提出に間に合わない場合には、個別に相談してください）。
- ・指定時には、人員、設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。したがって、従業員の雇用関係の書類（雇用契約書等）、勤務管理を行う書類（タイムカード、出勤簿、シフト表等）や介護記録の様式、個別サービス計画（通所介護計画等）の様式等の書類を備えておく必要があります。

（５）他法令の手続きについて

- ・介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、指定申請の前に事前調整を行っておくことが望ましいものや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないものがありますので、それぞれの行政機関にご確認ください。
- ・他法令の手続きが完了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や指定を受けても営業できない場合、法令違反となる場合があります。

＜他法令の手続きが必要なケース【例】＞

▼福祉関係法令の適用を受けるもの

→老人福祉法、生活保護法

▼他法規制の可能性のあるもの

→消防法、建築基準法、都市計画法、文化財保護法、健康増進法等

※指定申請書には、消防法及び建築基準法に基づく基準に適合していることを証する書類の添付が必要です（居宅介護支援事業所や訪問系のサービスについては、基準に適合していることは必要ですが、書類の添付は不要です）。

▼事業者として当然に守るべきものなど

→就業規制等の労働基準監督署への届出、税務署への届出、雇用保険の届出、法人の定款変更等の手続き等

（６）欠格事由について

申請者や開設者（又は法人役員等）が次のような事項に該当する場合は、指定できません。

- ① 禁固以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けるときがあるとき
- ② 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律（※１）によ

り罰金刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがあるとき

- ③ 労働に関する所定の法律（※2）により罰金刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがあるとき
- ④ 指定の申請日の前日までに、社会保険料・労働保険料等について滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料・労働保険料等のすべてを引き続き滞納しているとき
- ⑤ 指定取消事由に該当、又は介護サービス情報の報告に関する命令に従わなかったことにより、指定を取り消され、取消日から5年を経過していないとき（取消し事由となった事実について組織的な関与が認められない場合を除く）
- ⑥ 申請者（法人に限る）と密接な関係を有する者（申請者の親会社等）が指定等を取り消され、その取消日から起算して5年を経過していないとき（取消し理由となった事実について組織的な関与が認められない場合を除く）
- ⑦ 指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条規定による通知があった日から当該処分をする日、又は当該処分をしないことを決定するまでの間に事業の廃止の届出を行い、その届出の日から起算して5年経過していないとき（事業廃止の届出について相当の理由がある場合を除く）
- ⑧ 申請者が都道府県知事等による検査が行われた日から指定等の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に、相当な理由なく廃止届を提出した者で、その届出日から5年を経過していないとき
- ⑨ 上記⑦の事業廃止の届出を行った場合で、指定取消についての通知日前60日以内にその法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者で、その届出日から5年を経過していないとき
- ⑩ 申請前5年以内に居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援あるいはこれらに相当するサービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき
- ⑪ 役員の中に、①～⑤、⑦～⑩のいずれかに該当するものがあるとき
- ⑫ 法人でない事業所が申請する場合に、その管理者が①～⑤、⑦～⑩のいずれかに該当するとき

（※1）国民の保健医療・福祉に関する所定の法律（令35条の2）

- ①児童福祉法 ②栄養士法 ③医師法 ④歯科医師法 ⑤保健師助産師看護師法 ⑥歯科衛生士法 ⑦医療法 ⑧身体障害者福祉法 ⑨精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⑩生活保護法 ⑪社会福祉法 ⑫医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ⑬薬剤師法 ⑭老人福祉法 ⑮理学療法士及び作業療法士法 ⑯高齢者の医療の確保に関する法律

⑰社会福祉士及び介護福祉士法 ⑱義肢装具士法 ⑲精神保健福祉士法 ⑳言語聴覚士法 ㉑障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ㉒高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ㉓就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ㉔子ども・子育て支援法 ㉕再生医療等の安全性の確保等に関する法律 ㉖国家戦略特別区域法 ㉗難病の患者に対する医療等に関する法律 ㉘公認心理師法 ㉙民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ㉚臨床研究法

(※2) 労働に関する法律の所定の規定(令35条の3)

①労働基準法 ②最低賃金法 ③賃金の支払の確保等に関する法律

5 令和3年報酬改定に関すること

(1) 感染症対策の強化について

- ・感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、全てのサービスで委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を義務付けることとしました。
- ・当該規定は、令和3(2021)年4月1日から適用するものであり、令和6年(2024)年3月31日までの間は努力義務としていますので、趣旨を踏まえて早期に対応できるよう努めてください。

(2) 業務継続計画(BCP)の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。
- ・指定事業者は、従業員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければなりません。また、定期的に行なう業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとしています。
- ・当該規定は、令和3(2021)年4月1日から適用するものであり、令和6年(2024)年3月31日までの間は努力義務としていますので、趣旨を踏まえて早期に対応できるよう努めてください。

(3) 認知症介護基礎研修の受講について

- ・認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、指定事業者は介護に携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。
- ・当該規定は、令和3(2021)年4月1日から適用するものであり、令和6年(2024)年3月31日までの間は努力義務としていますので、趣旨を踏まえて早期に対応でき

るよう努めてください。

- ・新規採用、中途採用問わず、事業所が新たに採用した従業者の受講については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を計画するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとしています（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務です）。

（4）ハラスメント対策の強化について

- ・介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策が必要となりました。
- ・中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金5000万円以下又は常時使用する従業員の数100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。
- ・求められる対応については、サービスごとの指定基準・解釈通知を確認してください。

（5）高齢者虐待防止の推進について

- ・全の介護サービス事業所を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが必要となりました。
- ・当該規定は、令和3（2021）年4月1日から適用するものであり、令和6年（2024）年3月31日までの間は努力義務としていますので、趣旨を踏まえて早期に対応できるよう努めてください。
- ・求められる対応については、サービスごとの指定基準・解釈通知を確認してください。

（6）居宅介護支援事業における管理者要件

- ・居宅介護支援事業所の管理者となるものはいずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることが必要となりました。ただし、不測の事態により、保険者に届出た場合、または特別地域等にあつて主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取り扱いを可能としています。
- ・令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、令和9年3月31日までの間は、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予しています。
- ・当該規定は、業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間猶予をまたず、早期に対応できるよう努めてください。

Ⅲ 指定後の手続きについて

1 介護サービス情報の公表制度について

(1) 介護保険法上の義務

- ・介護サービスは、利用者本人による選択を基本的な理念としています。
- ・「介護サービス情報の公表制度」は、利用者による適切な事業者の評価・選択を支援するために創設された制度で、介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、事業者に介護サービス情報の報告が義務づけられたものです。

(2) 栃木県における介護サービス情報の報告について

- ・「介護サービス情報の公表制度」において、介護サービス事業者は、指定を受けて介護サービスを開始しようとするとき、又は県が定める報告計画で定められたときは、介護サービス情報を県へ報告し、県はその内容を公表する、という仕組みになっています。
- ・県の報告計画に基づき、各事業者に通知された「ID」「パスワード」「サービス名」を「介護サービス情報報告システム」へ入力してください。
- ・詳細については、栃木県高齢対策課又は栃木県ホームページ等でご確認ください。

2 業務管理体制の整備に関する届出について

(1) 趣旨

- ・平成21年5月1日から、介護サービス事業者に法令遵守等の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備が義務づけられています。
- ・事業者の規模に応じた業務管理体制の整備をすることにより、指定取消事案など不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護保険事業の適正化を図ります。

(2) 制度の概要

- ・事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所（施設）の数によって異なります。
- ・なお、業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善をしていくものです。

【整備内容】

指定・許可 事業所数（※）	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の 選任	規程の整備	業務執行の 状況の監査
1～19	○	—	—
20～99	○	○	—
100～	○	○	○

※指定・許可事業所数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。

※同一事業所が、例えば、小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は『2』と数えます。

※なお、みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

【法令遵守責任者】

- ・法令遵守責任者については、何らかの資格を求めるものではありませんが、介護保険法や、法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。
- ・また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。
- ・なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

【法令遵守規程】

- ・法令遵守規程については、介護保険法や法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。
- ・ただし、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常業務の運営にあたり、法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので差し支えありません。

(3) 届出先

- ・届出先は、各事業者が運営する「事業所等」の所在地によって決まります。

事業所等の所在状況	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣（本省）
事業所等が2以上の都道府県の区域、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
事業所等が栃木県内にのみ所在する事業者	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 地域密着型サービス（予防を含む）のみを行い、そのすべての事業所等が日光市に所在する事業者 </div>	日光市長
上記以外の事業者	栃木県知事

※日光市内において、居宅介護支援事業のみを行う場合は、栃木県知事に提出します。

(4) 提出書類

- ・業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書

※届出事項について変更（法令順守責任者の氏名又は生年月日の変更等）がある場合も届出の提出が必要です。

※届出様式については、栃木県ホームページに掲載しています。

3 介護給付費の請求について

- ・介護給付費の請求は、市町からその審査・支払に関する事務の委託を受けた栃木県国民健康保険団体連合会（県国保連）に対して行うことになります。
- ・請求の手続き等に関することは、県国保連へお問い合わせください。

▼栃木県国民健康保険団体連合会

〒320-0033

栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階

電話028-643-5400

- ・県国保連からの支払いは、サービス提供月の翌々月の月末になります。なお、請求内容の審査の結果、支払がされない場合もありますので、事業開始時には、余裕をもった運転資金を確保しておく必要があります。

4 介護報酬の算定に係る体制の変更について

(1) 趣旨

- ・新規指定申請時提出した「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書」の内容を変更する場合には、必要書類を提出してください。

例：新たに加算を算定する場合、加算の算定要件を満たさなくなった場合 など

- ・加算取得に係る体制が整っていても、体制等に関する届出の提出（体制の変更）を行わないと、加算の算定を開始できません。
- ・人員基準欠如の場合、介護報酬を減額して請求する際にも、体制の変更手続きが必要です。
- ・県国保連において、事業者の請求内容と市が送付したデータ（体制届出の内容）の突合を行います。県国保連では、加算の有無といった内容の不一致がある場合など、請求支払確定をせず、返戻処理を行うことがあります。

(2) 届出書等提出期限（届出の締切りは必着です。郵便の消印の日付ではありません）

- ・加算等を算定しようとする月の前月15日（15日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）。

例：4月1日から変更したい→3月15日が届出書等提出期限

▼地域密着型サービス事業

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護
- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)
- ・ 地域密着型通所介護

▼介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ 第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当サービス)
- ・ 第1号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)

▼居宅介護支援事業

- ・ 加算等を算定しようとする月の初日 (初日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)
例: 4月1日から変更したい→4月1日が届出書等提出期限

▼地域密着型サービス事業

- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(3) 提出書類

- ・ 介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等状況一覧表
- ・ 添付書類

※添付が必要な書類については、添付書類一覧でご確認ください。

※その他、加算等の内容によって一覧に記載のない書類の提出を求める場合があります。

※他市町村の指定を受けている場合には、その市町村にも必要書類等を提出してください。

5 指定内容の変更に関する届出について

(1) 指定内容の変更に係る手続きについて

- ・ 事業所の名称、所在地その他厚生労働省で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内に届け出る必要があります。
- ・ 所定の「変更届出書」に、変更内容が分かる書類を添付して提出してください。
- ・ 介護分野の文書に係る負担の軽減の観点から、持参・郵送による届出のほか、電子メールによる届出が可能です。

(2) 提出書類

- ・ 変更届出書
- ・ 添付書類

※届出が必要な変更事由及び添付書類例

	変更事由	添付書類例
1	事業所（施設）の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書
2	事業所（施設）の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 <p>※事業所の移転がある場合には、7についても変更になるため、7に係る書類も提出してください。</p>
3	申請者の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（原本） ・ 誓約書【参考様式6（地域密着型、居宅介護支援、介護予防支援）、参考様式4（総合事業）】
4	主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（原本） ・ 誓約書【参考様式6（地域密着型、居宅介護支援、介護予防支援）、参考様式4（総合事業）】 <p>※9について変更の有無を確認し、変更がある場合には9に係る書類を提出してください。</p>
5	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（原本） ・ 誓約書【参考様式6（地域密着型、居宅介護支援、介護予防支援）参考様式4（総合事業）】 <p>※当該事業所代表者になるために資格や研修が必要な場合には、その資格者証の写しや研修修了証の写しを提出してください。</p> <p>※9について変更の有無を確認し、変更がある場合は9に係る書類も提出してください。</p>
6	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（原本）
7	事業所（施設）の建物の構造、専	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積等を明示した事業所の平面図

	用区画等	<p>【参考様式3（地域密着型、居宅介護支援、介護予防支援）参考様式2（総合事業）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の外観及び内部の様子が分かる写真
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の経歴書【参考様式2（地域密着型、居宅介護支援）】 ※当該事業所の管理者になるために資格や研修が必要な場合には、その資格者証の写しや研修修了証の写しを提出してください。 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】 ※当該事業所の他の職種又は他の事業所との兼務がある場合には、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間を記載してください。 ※管理者の氏名及び住所のみ変更の場合は、変更届出書のみ提出してください。
9	<p>運営規程</p> <p>※重要事項説明書のみの変更（料金改定に伴う変更等）の場合は、提出不要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・重要事項説明書 ※変更箇所が分かるようにしてください。 ※従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員/入居定員及び居室数/入所定員に変更がある場合には、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】及び資格証の写し（必要に応じて）も提出してください。
10	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関等と取り交わした契約書等の写し
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連携体制及び支援体制が分かる書類
12	本体施設、本体施設との移動経路等	<ul style="list-style-type: none"> ・変更となったことが分かる書類
13	<p>併設施設の状況等</p> <p>※施設サービスに限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・併設施設の概要が分かる書類

14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧【参考様式7（地域密着型、居宅介護支援、介護予防支援）】 ・変更又は追加になった介護支援専門員の介護支援専門員証（写真付）の写し ※当該事業所の介護支援専門員になるために研修が必要な場合には、その研修修了証の写しを提出してください。 ※主任介護支援専門員については、研修修了証の写しを提出してください。 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】
15	サービス提供責任者の氏名、生年月日及び住所 ※第1号訪問事業に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者の経歴書【参考様式5】 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】 ・資格証の写し（サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可）

※変更内容によっては「添付書類例」以外の書類を提出していただくことがあります。

(2) 他市町村の指定を受けている場合について

- ・他市町村の指定を受けている場合は、その市町村にも関係書類を添えて変更の届出を行ってください。

6 事業の廃止・休止に関する届出について

(1) 廃止・休止に係る手続きについて

- ・指定を受けた事業を休止又は廃止する場合は、廃止・休止予定日の1月前までに届ける必要があります。
- ・所定の「廃止・休止届出書」を必ず提出してください。
- ・届出にあたっては、廃止又は休止する理由及び現にサービス又は支援を受けている者に対する措置を記載してください。

(2) 廃止・休止時における利用者への対応について

- ・廃止及び休止時における利用者に対する継続的なサービス提供のため、利用者の他の

事業所への引継ぎ等必要な便宜供与が義務づけられています（義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。）。

（３）提出書類

- ・ 廃止・休止届出書

（４）他市町村の指定を受けている場合について

- ・ 他市町村の指定を受けている場合、事業そのものを廃止する場合は、指定を受けている他市町村の全てに届け出てください。また、指定している他市町村の一部を廃止する場合は、該当する他市町村に届け出てください。

（５）その他

- ・ 休止の場合、休止期間の終了日までには事業の再開又は廃止を検討し、再開届出書又は廃止届出書を提出する必要があります。休止終了日以降、自動的に廃止・再開となるものではありません。
- ・ 休止中は更新申請できません。指定有効期間満了日の１月前までに再開届出書又は廃止届出書を提出してください。

7 事業の再開に関する届出について

（１）再開に係る手続きについて

- ・ 休止していた事業を再開する場合は、その再開した日から１０日以内に届け出る必要があります。
- ・ 指定基準（人員基準、設備基準）を満たしたことを確認のうえ、所定の「再開届出書」を提出してください。

（２）提出書類

- ・ 再開届出書
- ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１）
- ・ 資格者証の写し

※再開後の状況によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

（３）他市町村の指定を受けている場合について

- ・ 他市町村の指定を受けている場合は、その市町村にも関係書類を添えて再開の届出を行ってください。

8 指定の辞退に関する届出について

(1) 指定の辞退に係る手続きについて

- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業者が事業をやめる場合には、事前に指定の辞退を申し出ることが必要です。
- ・指定を辞退する場合には、指定を辞退する日の1月前までに、所定の「指定辞退届出書」を必ず提出してください。
- ・届出にあたっては、指定を辞退する理由及び現に施設に入所している者に対する措置を記載してください。

(2) 指定の辞退時における利用者への対応について

- ・指定の辞退時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜供与が義務づけられました（義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。）。

(3) 提出書類

- ・指定辞退届出書

(4) 他市町村の指定を受けている場合について

- ・他市町村の指定を受けている場合は、その市町村にも指定の辞退の届出を行ってください。

9 指定の更新に関する届出について

(1) 指定更新について

- ・介護サービス事業者の指定については、6年ごとに更新が必要**です**。
- ・更新を行わない場合には、指定有効期間の満了により、指定の効力を失います。
- ・次のサービスについては、消防法令及び建築基準法令に基づく基準に適合していない場合、更新ができない場合があります。基準に適合していない場合や適合・不適合が不明な場合は、更新申請の前に、余裕をもって管轄の消防部局及び建築部局に相談のうえ、必要な指示を受けてください。

※地域密着型サービスのうち、上記の対象となるサービス

(介護予防) 認知症対応型通所介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
複合型サービス
地域密着型通所介護

(2) 申請書類提出期限

- ・ 指定有効期間満了日の1月前（1月前の日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）
例：4月30日が指定有効期間満了日→3月31日が更新申請書類提出期限

(3) 必要書類

- ・ 指定更新申請に必要な書類は次のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指定申請書<input type="checkbox"/> 事業所の指定に係る記載事項（サービスごとに該当する付表1から11）<input type="checkbox"/> 添付書類・チェックリスト（サービスごとに該当する付表1から11の「別添」）<input type="checkbox"/> 指定更新申請に係る添付書類一式（チェックリストを参照してください） |
|---|

※介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書等については、指定更新に伴い、変更が生じる場合は提出してください。

- ・ 申請書、添付書類の様式及び記載方法は、市ホームページに掲載しています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">▼地域密着型サービス事業
トップ>くらしの情報>健康・福祉>福祉>介護>事業所の方へ（各種手続き、指導監査等）>地域密着型（介護予防）サービス事業▼介護予防・日常生活支援総合事業
トップ>くらしの情報>健康・福祉>福祉>介護>事業所の方へ（各種手続き、指導監査等）>介護予防・日常生活支援総合事業▼居宅介護（介護予防）支援事業
トップ>くらしの情報>健康・福祉>福祉>介護>事業所の方へ（各種手続き、指導監査等）>居宅介護（介護予防）支援事業 |
|---|

(2) 作成にあたっての注意点

- ・ 添付書類で「写し」となっている書類については、申請者の代表者名で原本証明を行ってください。
- ・ チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合には申請書を受理できません。
- ・ 申請時に添付できない書類がある場合には、担当までご相談ください。
- ・ 提出書類は1部ですが、後日記載内容について問い合わせる場合がありますので、必ず控えを作成しておいてください。

IV 參考資料

1 高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づく主な手続きと新規指定（指定更新）の際に指定申請書に添付を要する書類

国から「火災対策の充実に関するガイドライン」が示されたことにより、平成28年4月から「新規指定」又は「指定更新」の際に、事業に係る建物が建築基準法令に基づく基準に適合していること、及び、当該建物内の設備が消防法令に基づく基準に適合していることを確認することになりました。

■対象サービス：（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス、地域密着型通所介護

■主な手続きと添付書類

○ 消防法【消防部局】・・・フロー図（その1）参照

設備工事等の内容	必要な手続き	消防部局による発行（返却）書類	指定申請書に添付を要する書類【介護保険部局】
・消防用設備等に係る工事（新設・増設・移設・取替・改造）	工事整備対象設備等着工届出書〔工事着工10日前〕		—
	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書〔設置完了後4日以内〕	消防用設備等検査済証（検査済印押印） 又は 防火対象物使用開始届出書（受付印押印） ※1	○ （新規建物） （既存建物※2）
・消防用設備等の設置維持に係る点検報告	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	副本返却（受付印押印）	○ （既存建物）

※1 「消防用設備等検査済証」が交付されない場合（建物の延べ床面積が基準未満の場合）に限る（消防部局に要相談）。

※2 既存建物を利用する場合であって、設備の新設等が必要とされている場合に限る。

○ 建築基準法【建築部局】・・・フロー図（その2）参照

建築工事等の内容	必要な手続き	建築部局による発行（返却）書類等	指定申請書に添付を要する書類【介護保険部局】
・新築 ・増改築※1 ・大規模な修繕・模様替	建築確認申請〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	完了検査申請〔工事完了後4日以内〕	完了検査済証	○
・用途変更※2	建築確認申請〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	工事完了届〔工事完了後4日以内〕	届写し返却（受付印押印）	○

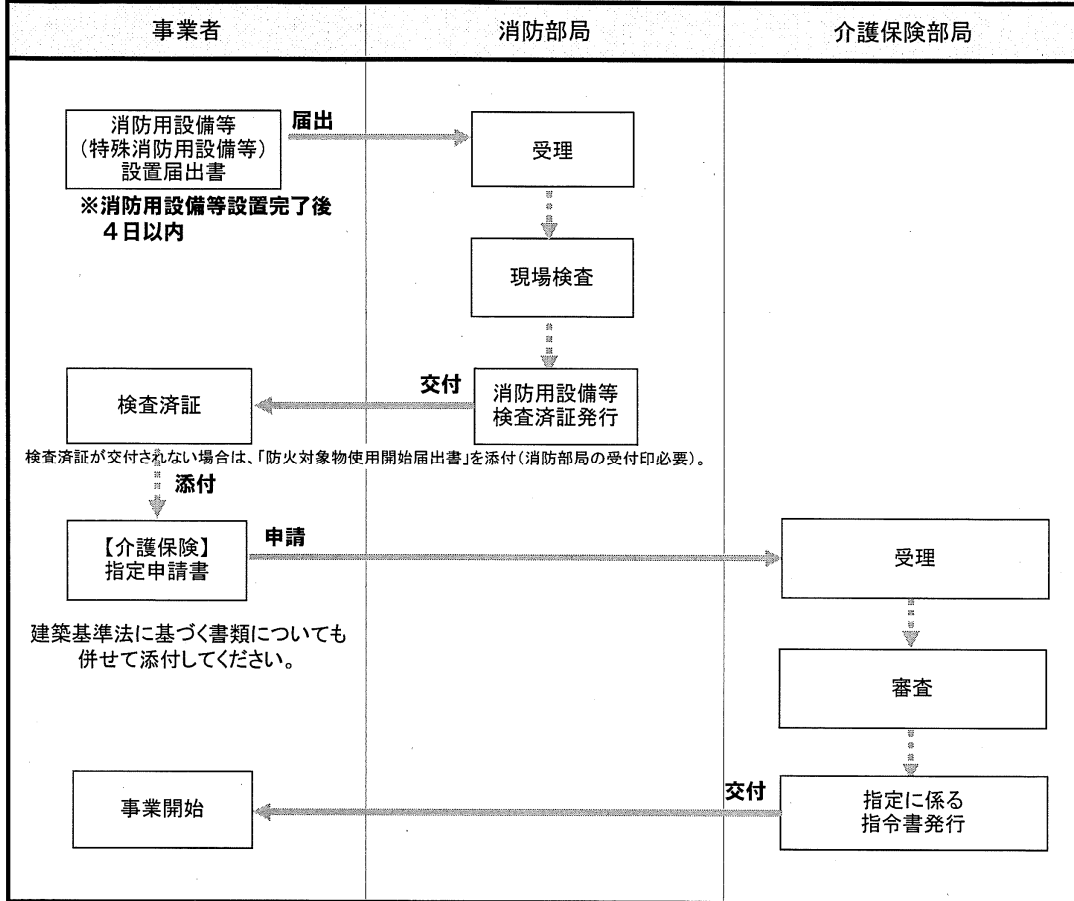
※1 防火地域及び準防火地域外における10㎡以内の増改築を除く。

※2 100㎡を超える高齢者福祉施設に変更する場合に限る（用途変更の場合、建築部局に要相談）。

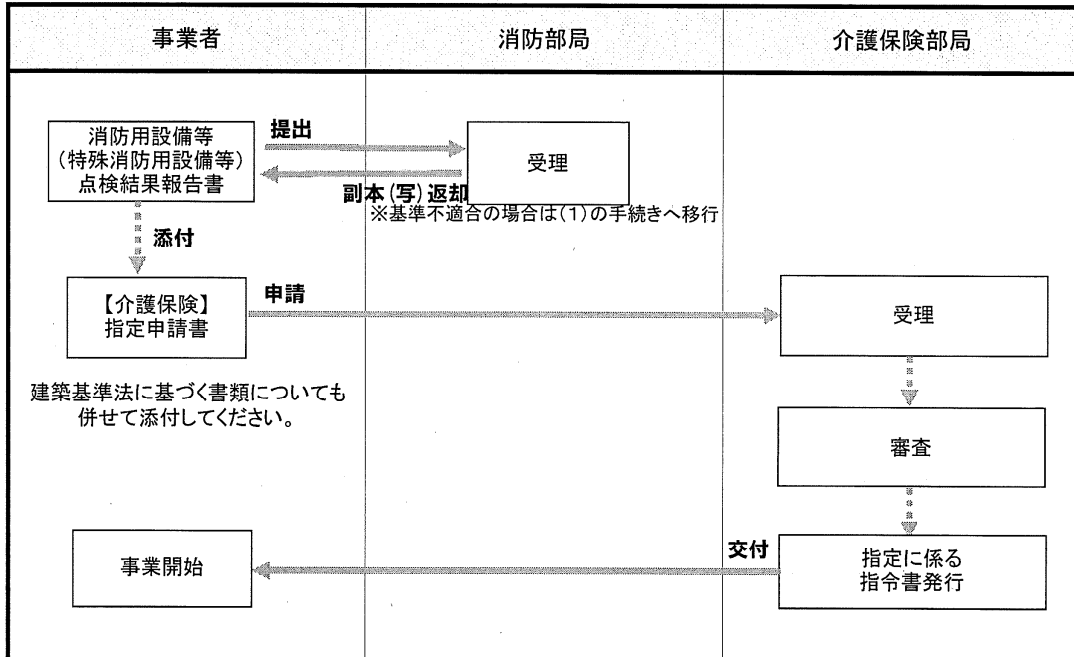
・・・※1、※2ともフロー図（その3）参照

新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その1)
【消 防 法】

(1) 消防用設備等に係る工事(新設・増設・移設・取替・改造)

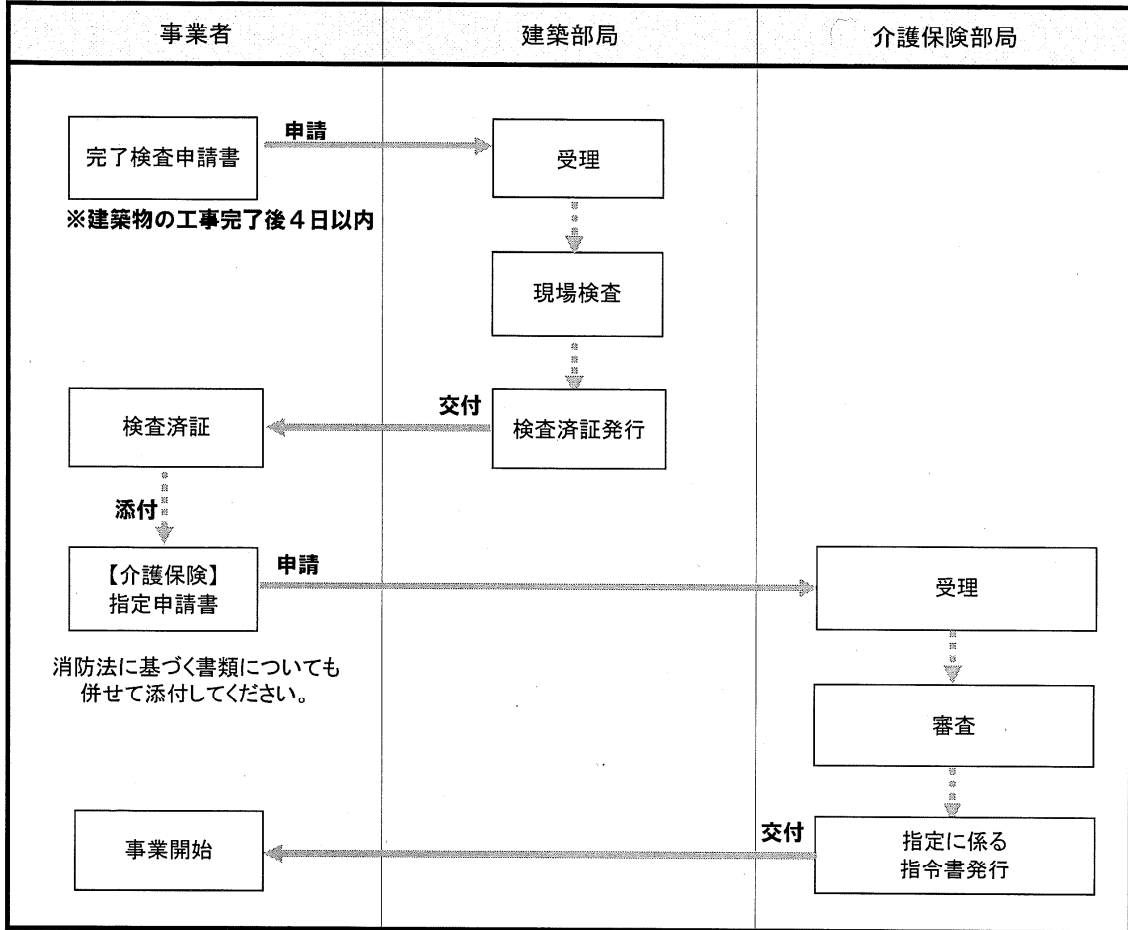


(2) 消防用設備等の設置維持に係る点検報告

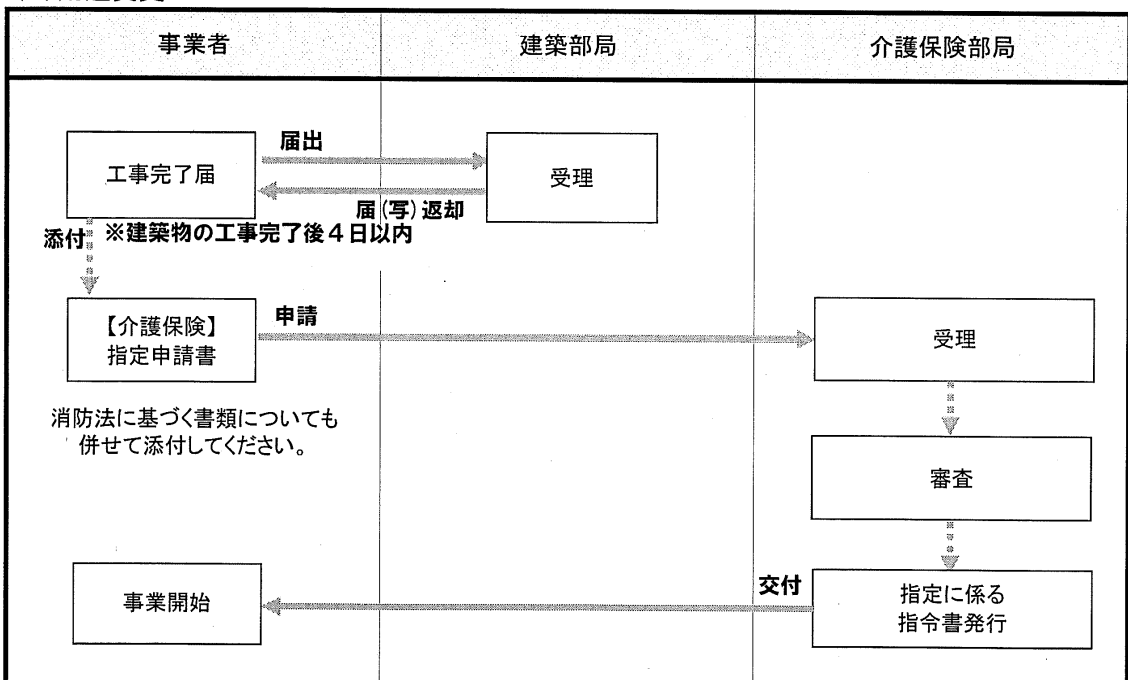


新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その2)
【建築基準法】

(1) 新築、増改築、大規模な修繕・模様替

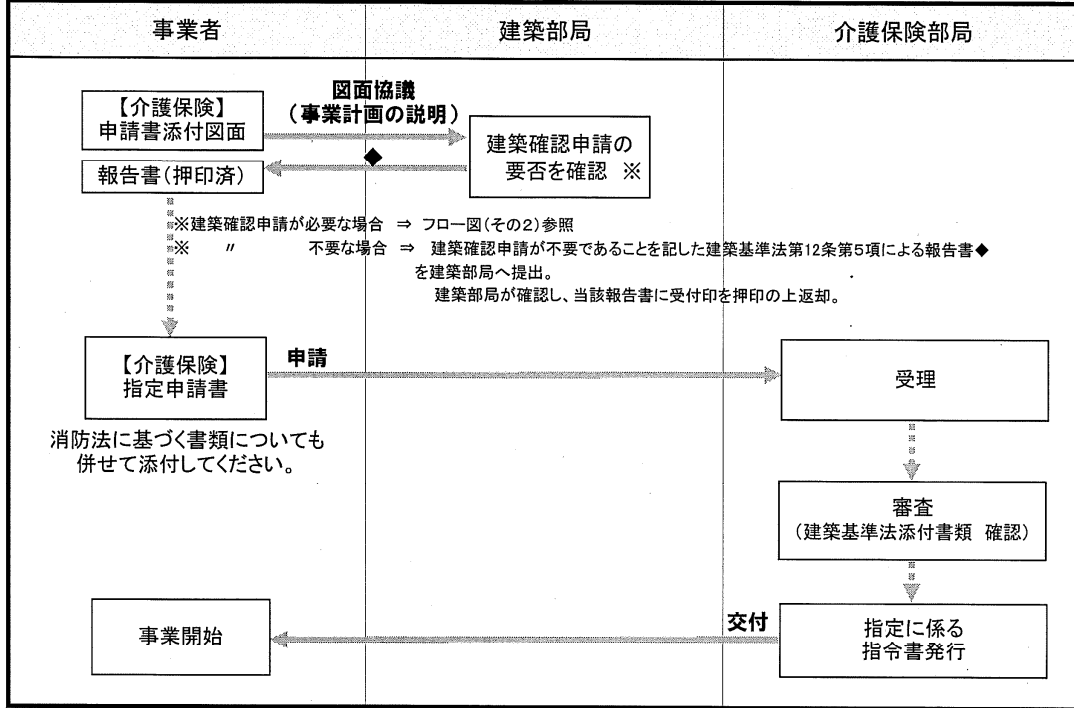


(2) 用途変更

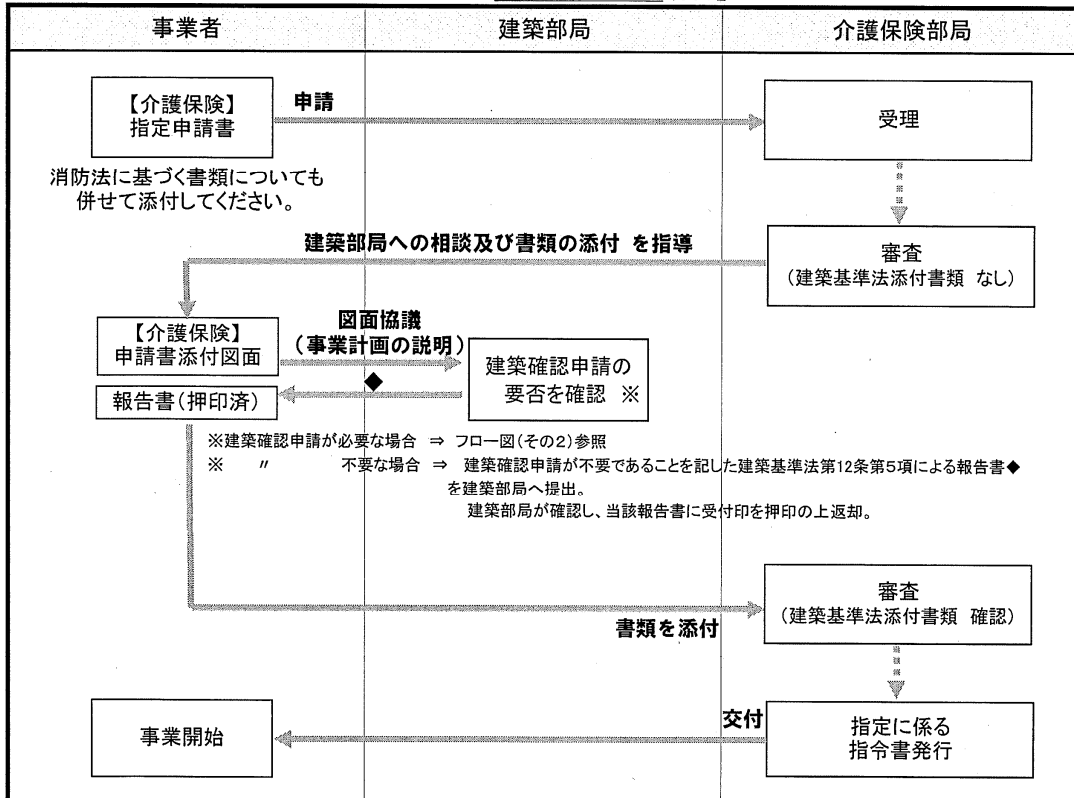


新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その3)
【建築基準法】

(3-1) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【あらかじめ建築部局に相談している場合】



(3-2) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【建築部局に相談していない場合】



2 サービスごとの指定基準・解釈通知（参考資料）

サービス種類	指定基準 ※参考（厚生労働省令）	解釈通知※
地域密着型サービス	<p>日光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第3号）</p> <p>※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）</p>	<p>指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成11年老計発第0331004号）</p>
地域密着型介護予防サービス	<p>日光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）</p> <p>※指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める基準（平成18年厚生労働省令第36号）</p>	
居宅介護支援	<p>日光市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める要綱（平成30年条例第5号）</p> <p>※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）</p>
介護予防支援	<p>日光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第30号）</p> <p>※指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める基準（平成18年厚生労働省令第37号）</p>	<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第0331003号）</p>
介護予防・日常	<p>日光市介護予防・日常生活支援総合事業の</p>	<p>介護予防・日常生活支援総</p>

生活支援総合事業	人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年告示第118号）	合事業のガイドライン（平成27年老発0605第5号）
----------	-------------------------------------	----------------------------

※指定基準と併せて、基準の解釈を記載した解釈通知を確認してください。

※その他、厚生労働省からQ & A等が適時発出されています。

3 サービスごとの費用の額の算定に関する基準・通知（参考資料）

サービス種類	算定基準 ※参考（厚生労働省告示）	※通知（留意点）
地域密着型サービス	※指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）
地域密着型介護予防サービス	※指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）	
居宅介護支援	※指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第20号）	
介護予防支援	※指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）	
介護予防・日常生活支援総合事業	日光市介護予防・日常生活支援事業実施要綱（平成28年告示第117号）	

4 関係機関のホームページアドレス

- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・栃木県 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>
- ・日光市 <http://www.city.nikko.lg.jp/>
- ・WAMNET（ワムネット） <http://www.wam.go.jp/>
- ・栃木県国民健康保険団体連合会 <http://www.tochigi-kokuho.jp/>

【問い合わせ先】

日光市健康福祉部高齢福祉課介護サービス係

〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

電話0288-21-5100

ホームページ <http://www.city.nikko.lg.jp/>